

# 日本航空宇宙学会宇宙ビジネス共創アワード内規

令和6年4月24日制定（628理事会）

令和6年10月25日改定（634理事会）

## （目的）

第1条 この規程は、日本航空宇宙学会が宇宙工学と宇宙産業の発展を奨励することを目的として行う宇宙ビジネスの表彰に関する事項を定めるものである。

## （名称）

第2条 この規程による表彰を宇宙ビジネス共創アワード（以下、アワードと略す）という。ここで「共創」とは「あらゆる利害関係者とともに行動を起こすこと」を意味する。

## （資格）

第3条 アワードの応募または被推薦資格は、法人（組織）が対象とする。ただし、個人が受賞することを妨げない。

## （対象）

第4条 アワードの応募対象は、「テクノロジー」や「アイデア」あるいは「仕組みやプロセス」が画期的であり、ビジネスとして発展することが期待されるものとする。

## （表彰）

第5条 表彰は、前条の規程に合格する「テクノロジー」や「アイデア」あるいは「仕組みやプロセス」に対して賞状と副賞の贈与をもって行うとともに学会誌で広報する。

## （選考）

第6条 アワードの選考は、理事会により指名された選考委員長及び若干名の委員によって構成された選考委員会の発議により理事会が行う。候補者は選考委員になることはできない。

## （贈与件数）

第7条 贈与件数は毎年2件程度とする。

## （表彰の時期）

第8条 表彰は年会講演会において行う。

## （募集）

第9条 募集に関しては、日本航空宇宙学会宇宙ビジネス共創アワード要項を公表するとともに、関係方面に通知し候補を広く募集する。

## （申請）

第10条 アワードの応募は、各部門委員会による推薦及び一般からの推薦または本人からの申請による。